

田村通郎

東京府西多摩郡福生村熊川村組合役場

買貸借並供給ニ関スル規定改正一件

右異議ナク原案ノ通可決確定ス

ニ昭和二年度当組合歳入出追加豫算一件

右異議ナク原案ノ通可決確定ス

三昭和二年度福生村税ノ數割算定一件

右異議ナク原案ノ通可決確定ス

四昭和二年度熊井村税ノ數割算定一件

右異議ナク原案ノ通可決確定ス

五昭和二年度福生村税賦課率変更一件

右異議ナク原案ノ通可決確定ス

六昭和二年度福生村歳入出豫算附記事項中変更一件

右異議ナク原案ノ通可決確定ス

七昭和二年度熊井村税賦課率変更一件

右異議ナク原案ノ通可決確定ス

八昭和二年度熊井村歳入出豫算附記事項中変更一件

右異議ナク原案ノ通可決確定ス

田村滿郎

東京西冬學師主林照川林聯合會社

昭和三年度當組合歳入必追加務事一件
右異議ナク原案一通可決確定
昭和三年度福生村税古敷割算定一件
右異議ナク原案一通可決確定
昭和三年度福生村税古敷割算定一件
右異議ナク原案一通可決確定
昭和三年度福生村税賦課率変更一件
右異議ナク原案一通可決確定
昭和三年度福生村税賦課率変更一件
右異議ナク原案一通可決確定

議案第一號

福生村並川村組合及福生村並・並川村ニ於ケル工事ノ執行及
物件ノ賣買貸借並供給ニ關スル規程定改正ノ件

当組合及福生村並熊川村ニ於ケル事ノ執行及物件ノ賣買貸借並供
給ニ関スル規定ハ時代ノ推移ニ伴ヒ運用上實際ト適合セサル
点アリシ依リ別紙ノ通改正スルモトス

昭和二年八月 日提出

西多摩郡福生村熊川村組合長森田退藏

東京府西多摩郡福生村熊川村組合役員

熊川村組合役員

此の組合は、建設、農業、工業、商業、交通、教育、文化、体育、社会、福利、衛生、環境、その他、あらゆる事業を営むことを目的とし、
 組合員は、熊川村に在住する者、及び熊川村に事業所を有する者、と定む。
 組合の組織は、組合員、役員、監事、と定む。
 組合の業務は、組合員の利益を代表し、組合員の共同の事業を営むこと、と定む。
 組合の財政は、組合員の出資、及び組合の事業による収入、と定む。
 組合の解散は、組合員の総決意によること、と定む。
 以上、熊川村組合の規約、と定む。



福生村熊川村組合及福生村並熊川村、於ケル工事、執行及物件、売買、貸借、並燃料、供給、並スル規程、第一條、以今更及又ハ村費ヲ以テ支弁スヘキ工事、清及工事ニ要スル物件、買入若ハ借入ハ競争ニ付スヘシ但シ左ノ場合ニ於テ隨意契約、依ルコトヲ得

- 一 特定ノ物件ヲ買入若ハ借入ルトキ
- 二 特別ノ技術ヲ要スルトキ
- 三 官廳又ハ公共団体ヨリ物件ヲ買入又ハ借入ルトキ
- 四 急施ヲ要シ公入札ニ付スル暇ナキトキ
- 五 競争入札ニ付スル入札者ナキトキ、又ハ再度ノ入札ニ付スルニ至ラズ
- 六 尚豫算ヲ超過シタルトキ
- 七 五百円ヲ超ヘサル物件ヲ買入若ハ借入ルトキ

八、工事中之關聯スル工事ヲ其ノ請負人ノ請負ハレルトキ
九、職工人夫ヲ雇入ルトキ

第二條組合費又ハ村費ヲ以テ支弁スル工事ヲ直轄施行
スル場合在ル如シ

一、特別ノ技術ヲ要シ又ハ模範トシヘキ工事ヲ施行スルトキ
二、急施ヲ要シ請負ニ付スル暇ナキトキ

三、請負人ナキトキ

四、前三項ノ外請負ニ付スルヲ不得策ト認メタルトキ

第三條組合費又ハ村費ヲ以テ支弁スル工事以外ノ物件ノ賣
買貸借又ハ勞力ノ供給ニ別ニ規定アルモノノ外惣テ競
争ニ付スル但シ左ノ場合ニ於テハ入札法ヲ用サズ村長ニ於
テ便宜購入レ賣却スルコトアルヘシ

一、五接公用又ハ公共ノ利益ノ用ニ供スルモノノ賣却

又ハ貸與スルトキ

二、特定ノ物件ヲ買入又ハ借入ルトキ

三、見積價格五百圓以内ノ物件ノ買入借入又ハ勞力ノ供給

四、見積價格五百圓以内ノ物件ヲ賣却シ又ハ貸與スルトキ

五、官廳又ハ公共團體ヨリ物品ヲ買入若ハ借入ルトキ

六、公債証券ヲ賣買スルトキ

七、入札者ナキトキ又ハ再入札ヲ為スモ豫定價格ノ制限ニ達セザルトキ

八、臨時急施ヲ要シ競争ニ付スル暇ナキトキ

第四條契約ニ依リ物件ノ既知部分ニ對シテ定濟前其ノ代價

ヲ支拂ハントスルトキハ村長ハ吏員ニ命シ事實ヲ調査シ其ノ調

書ヲ作ラシムヘシ

支出命令前次ノ調査ヲおシタル後ニテ之ヲ承認スルコトヲ得ス

第五條競争ハ惣テ入札ノ方法ヲ以テ之ヲ行フヘシ但村長ニ於

テ無制限ノ競争ニ付タル不利ナリトスルとき、必要者三名
以テ指名シ入札セシムコトアルヘシ

第六條 入札ハ左ノ事項ニ依リ、告示場、告示ス時宜ニ依リ、新
紙又ハ其他ノ方法ヲ以テ公告スルコトアルヘシ

再入札場合ハ、便宜ニ依リ、入札人ヲ以テ、直ニ入札ヲアル
シムコトアルヘシ

一、入札ニ附スル事項

二、入札心得、設計書、契約書、安本、見本等ヲ示す場所以及
契約締結ヲ担任スル吏員ノ職氏名

三、入札及開札場所日時

四、入札保証金額又ハ其ノ歩合

五、以上各項ノ外必要ト認めル事項

第七條 入札者ハ満式年次以外統キ其ノ越前業ニ従事セシムルモノ

タルヘシ但レ必要ノ場合ニ於テ、物ニ其ノ入札者ノ資格ヲ
定ムルコトアルヘシ

第八條 左ノ各節ノ一ニ該當スト認めタル者ハ其ノ之ヲ自己ニ於テ
為シタルト代理人ヲ以テおシタルト間ハズ、尔後ニケ年間に入札
者タルコトヲ得ズ

一、契約ヲ履行スルニ當リ故意ニ粗雑ニ為シタル者

二、競争ノ際、以テニ價格ヲ競リ上ケル者ハ競リ下クルノ目
的ヲ以テ連合ヲおシタル者

三、競争ノ加入ヲ妨害シ若ハ競落者ノ契約ヲ履行ヲ妨害
シタル者

四、契約履行ノ検査ニ對シ、拒メ、ノ職務執行ヲ妨
ケタル者

五、前記ニ該當スト認めタル後ニケ年ヲ経過セサル者ヲ

代理人トシテ使用スル者

第九條入札ニ加ハントスル者ハ第七條ノ算價格ニ關スル市廳所
村長ノ証書ヲ入札前日迄提出スル但シ村内ノ
者又指名入札ニ提出シ要セズ

第十條入札書ハ第六條第一節ノ算及積リ金額入札者
ノ住所氏名ヲ記載シ捺印シ之ヲ封緘シテ提出スベ
シ

入札保証金ヲ要スル場合ニ於テ其ノ金額ヲ納付書ニ
添入札書ト同時提出スベシ

第十一條入札者ハ代理人ヲ入札者ト爲ス場合ニハ入札前其
ノ委任狀ヲ提出スベシ

入札ハ取消後外換着ハ改訂ヲ許サス

第十二條左ノ入札ハ無効トス

一 指定ノ日時ヲ過キテ入札場所ニ到着シタルモノ

二 第八條ニ該當シタル者ヲ提出シタルモノ

三 第九條ノ証明書又ハ第十一條ノ委任狀ナキモノ

四 入札保証金ニ不足ナルモノ

五 必要ナル文字ノ判明シ難キモノ

六 捺印ナキモノ

第十三條契約締結ヲ担任スル吏員ハ其ノ競争入札ニ附シタルモノ
ノ算定價格ヲ封書トシテ之ヲ開札ノ場所ニ呈シテ

第十四條入札ハ開札ノ上ニ算定價格ノ制限ニ達シタルモノノ内最
高ノ算及積リ額ヲ最算價格ノモノト爲シ買入、勞力供付、
アリテハ最低價ノモノヲ選札トス但時宜ニ依リ選札ノ方法
ヲ定ムルコトアルヘシ

前項ノ選札者ナキハ再入札ニ付スベシ

落札トナル者同金額人札ヲおしる者二名以上トキ抽籤シ
以テ落札ヲ定ム

第十五條落札者指定ノ期日迄ニ契約ヲ締結セザルハ入
札保証金ハ但今又ハ村所得トス
落札者ノ入札保証金ハ契約締結ノ後其他者ノ入札保証金ハ
開札ノ後之ヲ還付スル

第十六條契約ノ締結ハ契約書ニ依リ作製セラル由リ行ハスルモ
ノトモ契約保証金ヲ要スルモ契約保証金請取金額百分
五以上ヲ納付スル但隨意契約ノ場合於テハ請書又
ハ見積書及テ契約書ニ代用セシメ又契約保証金ヲ
免除スルコトアル

契約書ニ其契約ノ目的物ノ種類員数及渡却
間契約金額契約保証金額契約違約金保証金ニ付ル

處分其他一切必要ナル條件ヲ掲クヘシ

契約保証金ハ有價証券(記名証券ナルトキ賣却承認書
及手印状添付ヲ要ス)ヲ以テ提出スルコトヲ得該有價証券
ノ種類價格ハ但今又ハ村ノ定ムル所ニ依ル

附則

本規程公布

第十七條明治四十四年十二月十八日規定ノ福生村熊川村但今又福生
村熊川村ニ於テ本年ノ執行及物件ノ賣却貸借並ニ力供
給ニ係ル件ハ本規程公布ト同時ニ之ヲ廢止ス

本件機油等 研究員役

所お半

○市十条ニ所おハ、市道物之類ニ所お取分ヲ決ムコトヲ決ム

所お半機油等 市六十六条ニ

○市三十二条乃ハ、市道物之類ニ所お取分ヲ決ムコトヲ決ム

要ニ取分ヲ決ムコトヲ決ム(市三十二条乃ハ、市道物之類ニ所お取分ヲ決ムコトヲ決ム)

所お半機油等ニ依ルコトハ、所おハ、市道物之類ニ所お取分ヲ決ムコトヲ決ム

所お半機油等ニ依ルコトハ、市道物之類ニ所お取分ヲ決ムコトヲ決ム

市道物之類ニ所お取分ヲ決ムコトヲ決ム